



# 成年年齢引き下げ後も、 20歳での式典を継続します！

令和4年（2022年）4月に改正される民法により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢引き下げ後の成人式について、瀬戸内市では下記のとおり方針を決定しました。

## 1. 令和4年度以降の成人式


これまでと同様、開催年度に20歳となる方を対象にその節目を迎えることをお祝いする会として、式典開催を継続していきます。  
（瀬戸内市に住民票をおく方及び中学校卒業年度に市内在住の方）  
※18歳の新成人を対象とした「成人式」は実施しません。

## 2. 理由

- (1) 18歳での式典実施は、参加者の多くが受験や就職活動といった人生の選択を迫られる極めて多忙な時期にあり、落ち着いた環境のもと成人したことを祝うことが困難であるため。
- (2) 20歳は飲酒や喫煙も含め、すべての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、自らの人生を切り拓いていこうとする青年を市全体で励まし祝う時期に適しているため。



令和2年瀬戸内市成人式の様子

令和4年4月1日から  
成年年齢は18歳に  
なります！  
詳しくは  
こちら→   
(法務省HP)

## ■お問い合わせ

瀬戸内市教育委員会社会教育課

〒701-4392 瀬戸内市牛窓町牛窓4911 電話 0869-34-5601 / メール syakaikyoku@city.setouchi.lg.jp

セットちゃん

